

議案第 1 4 号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例  
の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和 4 1 年墨田区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める。

付 則

この条例中第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）は平成 2 5 年 4 月 1 日から、同号の改正規定（「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める部分に限る。）は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法の一部改正により同法の題名が改められること等に伴い、所要の規定整備をする必要がある。